

令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引

提出期限:令和6(2024)年1月31日(水)

法定提出期限は令和6年1月31日(水)ですが、期限間近は混雑が予想されるため、**同年1月19日(金)**頃までに提出いただきますようご協力をお願いします。

提出場所:みやま市役所税務課、山川支所、高田支所 ※郵送可

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産について、資産所在地の市町村長に申告しなければなりません。(地方税法第383条の規定)

この「申告の手引」を参考に申告書を作成のうえ、上記期限までに提出をお願いします。

【目次】

1. 償却資産とは	1 ~ 5 ページ
2. 償却資産の申告について	6 ~ 7 ページ
3. 償却資産の評価額及び税額の計算方法	8 ページ
4. 償却資産申告書の書き方	9 ~ 11 ページ
参考 業種別の主な償却資産と耐用年数	12 ページ



みやま市マスコットキャラクター

くまっぴー

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものも含まれます。）をいいます。（地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉）。

会社や個人事業者の方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が、償却資産となります。

1. 主な償却資産の種類と具体例

資産の種類		具体例
1	構築物	門、塀、擁壁（土留め）、広告塔、舗装路面（駐車場舗装）、屋外排水溝、焼却炉、庭園、貯水槽、橋、貯水池その他土地に定着した設備
	建物 附帯設備 (建築設備)	1 プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 2 建築設備のうち償却資産として扱うもの（3ページ参照） 3 賃貸ビル等の家屋に附加された建築設備・内装
2	機械及び装置	食品製造・鉄鋼金属・印刷・縫製等の製造加工機械 土木建設機械（パワーショベル、ブルドーザー） 太陽光発電設備、その他産業機械及び装置等
3	船舶	一般船舶、漁船、貨物船、モーターボート、ヨット、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車 分類番号 0.00～09 及び 000～099 のパワーショベル等の建設機械 分類番号 9.00 及び 900～999 のフォークリフト等（建設機械除くもの） ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は該当しません。 トラック、手押し車などの運搬具
6	工具・器具 及び備品	測定工具、検査工具、取り付け工具 机、いす、ロッカー、カウンター、応接セット、テレビ、音響機器、冷暖房器具、冷蔵庫、厨房機器、洗濯機、コピー機、パソコン、陳列ケース、自動販売機、電話機など事務通信機器、看板、ネオン、金庫、レジスター、消火器、医療機器、理美容機器、室内装飾品等

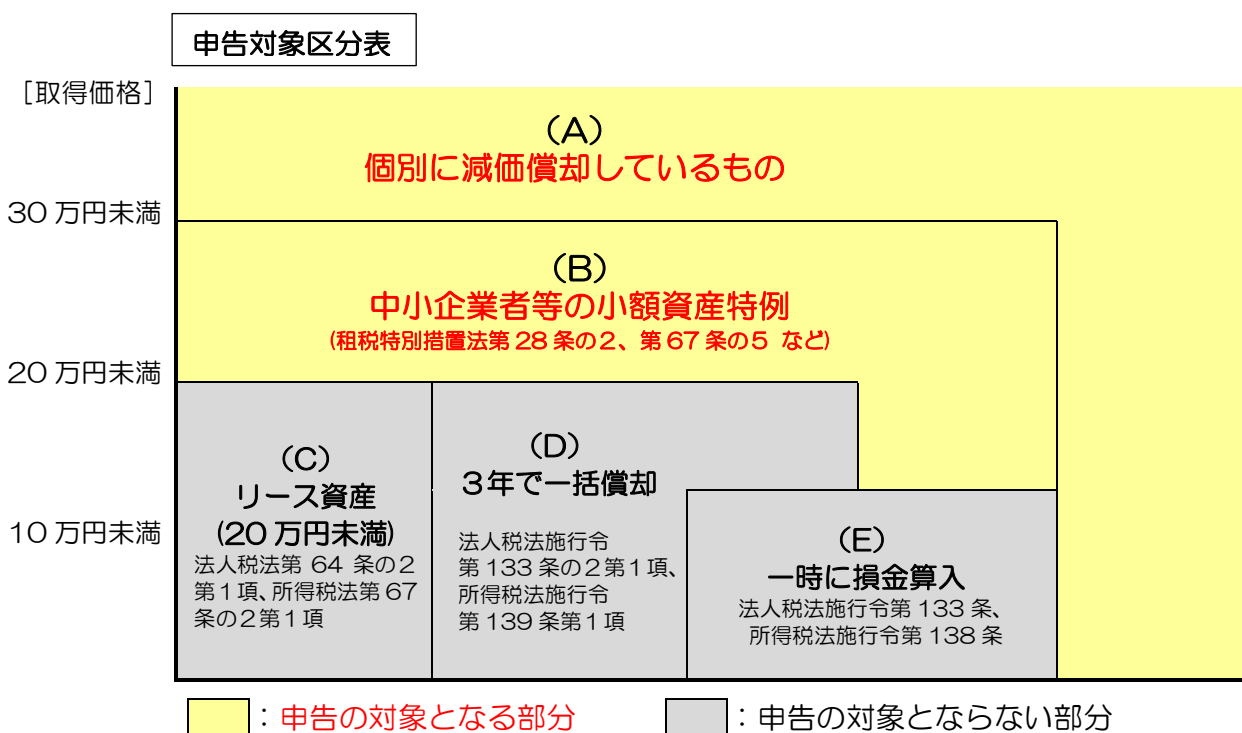
※業種別の償却資産については、12ページをご参照ください。

II. 申告の対象となる償却資産

令和 6(2024)年 1 月 1 日現在において、事業の用に供することができる資産

なお、次に掲げる資産も償却資産の申告対象となりますので、ご注意ください。

- ・減価償却済の資産（耐用年数が経過した資産）
- ・赤字決算、経営政策の理由で、減価償却を行っていない資産
- ・建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産で事業の用に供することができる資産
- ・遊休又は未稼働の資産
- ・改良費により取得した資産（資本的支出）
※新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。
- ・福利厚生のために供するもの
- ・事業用資産の太陽光発電設備
出力 10kw 以上のものは事業用資産となり申告が必要です。また 10kw 未満であっても事業用資産（事業所や店舗等設置分）であれば申告の対象となります。
- ・使用可能な期間が 1 年未満又は取得価格が 20 万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの…申告対象区分表（A）
- ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの…申告対象区分表（B）



申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ・無形固定資産（ソフトウェア、特許権等）
- ・繰延資産
- ・リース資産で取得価格 20 万円未満のもの…申告対象区分表（C）
※資産の所有権が移転しないリースについては、原則として、リース会社に申告義務がありますのでご注意ください。
- ・取得価格 20 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの…申告対象区分表（D）
- ・耐用年数が 1 年未満又は取得価格が 10 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの…申告対象区分表（E）

III. 償却資産と家屋の区分

家屋には、電気設備、給排水設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税では、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備については、償却資産として取り扱います。賃借人等の方が申告してください。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎	
	証明器具設備	屋内設備一式	○			◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備			◎		◎
			○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等			◎		◎
			○				◎
LAN 設備	設備一式			◎		◎	
監視カメラ設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等 配管・配線等			◎		◎	
		○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、 中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
屋内の配管等		○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等			◎		◎	
		○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛用)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備			◎		◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、POS システム、ネオンサイン、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、カーテン等			◎		◎	

IV. 国税との主な違い

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事 業 年 度
減 価 償 却 の 方 法	定率法のみ ※減価率は、固定資産評価基準別表第15に規定 法人税法等の旧定率法で用いる償却率と同様	建物・建物附属設備等以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 〔定率法の場合〕 ・平成24年4月1日以降に取得された資産「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増 加 償 却 （所得税法・法人税法）※注	認められます	認められます
評価額の最低限度額	取得価額の5%	備忘価額（1円）まで
改 良 費	区 分 評 価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則として区分評価 （一部合算評価も可）
一括償却資産 （20万未満3年一括償却）	認められます（申告対象外）	認められます
中小企業者等少額資産 （租税特別措置法による10～30万円未満の資産）	認められません（申告対象）	認められます
少額の減価償却資産 （10万円未満の資産）	認められます（申告対象外） ※本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象となります。	認められます

（注） 旧法人税法施行令第60条の2の規定による陳腐化資産（耐用年数の短縮）または旧所得税法施行令第133条の2の規定による増加償却を適用した資産がある場合は、税務署長または国税局長に提出した届出または承認申請書の写しを申告の際添付してください。これらの資産については、税務計算の取り扱いに準じて評価額が算出されます。

V. 非課税・課税標準の特例

地方税法第 348 条に該当する償却資産は、固定資産税が課税されません。

地方税法第 349 条の 3 並びに同法附則第 15 条等の規定により、一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産を取得された場合は、申告書等とともに添付書類を提出してください。

課税標準の特例適用資産（抜粋）

R5.12 月現在

地方税法附則	設備の種類	取得時期	適用期間	特例率	添付書類
第 15 条 第 2 項第 1 号	水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設等	R4.4.1 ～ R6.3.31	期限なし	1/2 わがまち 特例	特定施設設置届出書の写し・仕様書等
第 15 条 第 2 項第 2 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設			1/2	廃棄物処理施設設置許可申請書及び許認可の写し・仕様書等
第 15 条 第 2 項第 3 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場			2/3	
第 15 条 第 2 項第 4 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設			1/2 または 1/3	
第 15 条 第 2 項第 5 号	下水道法に規定する公共下水道の使用人が設置した除害施設			3/4 わがまち 特例	除害施設の設置届出書の写し・仕様書等
第 15 条 第 25 項 第 1 号	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて設置された太陽光発電設備等 （※固定価格買取制度の対象となる太陽光発電設備を除く）	R2.4.1 ～ R6.3.31	最初の 3 年度分	2/3 わがまち 特例	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し等
第 15 条 第 45 項	みやま市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って新規取得した先端設備等に該当する資産 ※生産性が年 3%以上向上するもの ※中古資産でないこと [機械及び装置] 1 台 160 万円以上 [工具] 1 台 30 万円以上 [器具備品] 1 台 30 万円以上 [建物附属設備] 一式 60 万円以上	【賃上げ表明：無】 R5.4.1 ～ R7.3.31	最初の 3 年度分	1/2	先端設備等導入計画の申請書及び認定書の写し 工業会等による仕様等証明書の写し
		【賃上げ表明：有】 R5.4.1 ～ R6.3.31	最初の 5 年度分	1/3	
		【賃上げ表明：有】 R6.4.1 ～ R7.3.31	最初の 4 年度分	1/3	

※これらの資産については、法令の改正等により内容が変更される場合があります。

2. 償却資産の申告について

I. 申告をしていただく方

令和6(2024)年1月1日現在、みやま市内に事業用の資産を所有している方。
 例えば、工場、商店、アパート、駐車場、事務所、太陽光発電設備、その他事業用の設備等を所有している方です。
 なお、1月1日以降、廃業などで事業を廃止された場合であっても、1月1日現在で事業用資産を所有されていれば、当該年度の課税対象になります。

II. 申告の方法と提出書類

「償却資産申告書」と「種類別明細書」は提出用と控用の2部同封しています。
いずれも提出用のみ提出してください。

申告していただく方	申告していただく資産		償却資産申告書	提出書類	
	令和6年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産		種類別明細書	
				別表1 増加資産・全資産用	別表2 減少資産用
初めて申告される方	○		○	○	
前年度に申告されている方					
増加又は減少した資産のある方		○	○	○★1	○
増加又は減少した資産のない方			○★2		
廃業又は資産所在地を市外に移転された方		○	○★3		○
償却資産を所有されていない方			○★4		

★1：前年以前に取得した申告漏れ資産、移動してきた資産は種類別明細書(増加資産・全資産用)に記入してください。

★2：償却資産申告書の「18 備考」欄「2.資産の増減なし」を“○”で囲んでください。

★3：償却資産申告書の「18 備考」欄「4.その他」にその旨(「令和5年10月廃業」等)を記入してください。

★4：償却資産申告書の「18 備考」欄「3.該当資産なし」を“○”で囲んでください。

III. マイナンバーの記載

償却資産申告書にマイナンバー(個人番号)及び法人番号の記載が必要となりました。
 マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、なりすまし等を防止するため本人確認資料を提出してください。

マイナンバーカード 又は **通知カード** + **運転免許証等の本人確認資料**

[注意事項]

- ・郵送により申告書を提出される場合は、本人確認資料の写しを添付してください。
- ・法人による申告やeLTAX(電子申告)の場合、本人確認資料は不要です。
- ・マイナンバー等の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

IV. 電子申告

みやま市ではインターネット（eLTAX「エルタックス」）を利用した償却資産の申告を受け付けています。eLTAX を利用できる方は、申告者及び税理士等で、電子署名用の電子証明書を保有されている方です。

[利用方法] 詳しくはeLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> でご確認ください。

- ① （社）地方税電子化協議会が認めた電子証明書を取得します。
- ② eLTAX ホームページから利用届出を行います。
- ③ 電子メールで利用者 ID 等が記載された通知が届きます。
- ④ eLTAX を利用するための専用ソフト（PCdesk 無償）をホームページより入手します。

V. 提出期限

令和 6(2024)年 1 月 31 日(水)です。

早めの提出にご協力ください。

申告書を郵送提出される方で、受付印押印後の申告書控えを希望される方は、**返信用の切手と封筒を必ず同封してください。**

VI. 提出先

〒835-8601
福岡県みやま市瀬高町小川5番地
みやま市役所 税務課 資産税係
TEL 0944-64-1536
※山川支所、高田支所でも提出可



償却資産の申告は、**資産を持つ全ての事業者の方が対象**です。
該当資産が無い場合でも、申告書の提出をお願いします。

VII. 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第 386 条及びみやま市税条例第 75 条の規定により過料を科されることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて、延滞金を徴収することがあります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により懲役又は罰金を科されることがあります。

VIII. 実地調査等のお願い

申告書受付後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法の規定により実地調査・国税資料の閲覧・簡易調査（資料提供のご依頼）を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく、5 年度分まで遡及して修正することもあります。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は 1 回となります。

3. 償却資産の評価額及び税額の計算方法

I. 評価

償却資産ごとに、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

【評価額の計算式】

前年中に取得した資産の評価額	前年前に取得した資産の評価額
取得価額×減価残存率 A	前年度評価額×減価残存率 B

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得額の5%が評価額となります。

減 価 残 存 率 表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得
	A	B		A	B		A	B		A	B
			11	0.905	0.811	21	0.948	0.896	31	0.964	0.928
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901	32	0.965	0.931
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905	33	0.966	0.933
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908	34	0.967	0.934
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912	35	0.968	0.936
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	26	0.957	0.915	36	0.969	0.938
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	27	0.959	0.918	37	0.970	0.940
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	28	0.960	0.921	38	0.970	0.941
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	29	0.962	0.924	39	0.971	0.943
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	30	0.963	0.926	40	0.972	0.944

（注）耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1、2、5、6が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

中古見積耐用年数……同省令第3条第1項の規定により見積もった耐用年数

短縮耐用年数……法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受けた耐用年数

II. 課税標準額及び税額

資産一品ごとに算定した評価額の合計を「課税標準額」として、固定資産税額を計算します。

ただし、課税標準額の特例（5ページ）が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じた額が課税標準額になります。

$$\boxed{\text{税額 (100 円未満切り捨て)}} = \boxed{\text{課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}}$$

※土地、家屋をお持ちの場合は、それぞれの課税標準額を合算してから1,000円未満を切り捨てます。

III. 免税点

課税標準額が150万円未満である場合は、固定資産税（償却資産）は課税されません。
ただし、申告は必要です

4. 償却資産申告書の書き方

記載例 1

令和 6 年 1 月 11 日		令和 6 年度		*所有者コード	
受付印		みやま市長殿		償却資産申告書(償却資産課税台帳)	
所 有 者	1 住所 〔又は納税通知書送達先〕	① みやま市瀬高町小川5番地	③ 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	8 短縮耐用年数の承認	有・無
	2 氏名 〔法人にあってはその名称及び代表者の氏名〕	② みやま食品株式会社 代表取締役 みやま太郎 (屋号 みやま食品(株))	4 事業開始年月 平成6年1月	9 増加償却の届出	有・無
資 産 の 種 類	取 得 価 額	⑥	⑦	⑧	⑨
	1 構築物	5,000,000		1,500,000	6,500,000
	2 機械及び装置	26,000,000		7,200,000	33,200,000
	3 船 舶				
	4 航空機				
	5 車両及び運搬具			800,000	800,000
	6 工具、器具及び備品	4,000,000	1,000,000	500,000	3,500,000
7 合 計	35,000,000	1,000,000	10,000,000	44,000,000	
15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	⑩ みやま市瀬高町小川5番地				
16 借用資産	⑪ 株式会社みやまリース				
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家				
18 備考(添付書類等)	⑫ 該当するもの○をつけてください。 1.資産の増減あり 2.資産の増減なし 3.該当資産なし 4.その他(解散 廃業 譲渡 移転 閉鎖) ・期日: 年 月 ・譲渡先: ・移転先: (市外移転先)				

償却資産申告書(償却資産課税台帳)の書き方

- ①住所 所有者の住所(又は納税通知書送達先)を記載してください。
- ②氏名 所有者の氏名を記載し、ふりがなを付してください。
個人の場合は屋号、法人の場合は通常呼称される本店・営業所名を記載してください。
- ③個人番号又は法人番号 個人番号(マイナンバー12桁)、法人番号(13桁)をご記入ください。
マイナンバー法の規定により、申告書提出の際、資料を提示してください(6ページ参照)。
- ④応答者氏名 この申告について、直接応答できる方の係及び氏名、電話番号を記載してください。
- ⑤税理士氏名 関与税理士の氏名、電話番号を記載してください。
- ⑥前年前取得額(I) 前年までに申告された取得価額の合計です。初めて申告される方は、“0”になります。
- ⑦前年中減少額(II) 前年中に減少(売却・減失・移動)した資産の取得価額の合計を記載してください。
- ⑧前年中取得額(III) 前年中に増加(新品取得・中古品取得・移動による受け入れ)したものと及び前年前に申告漏れになっていたものの取得価額の合計を記載してください。
- ⑨取得価額(IV) 令和6年1月1日現在の全資産の取得価額の合計となります。
- ⑩資産の所在地 みやま市内の資産の所在地を記載してください。
- ⑪借用資産 借用資産(リース資産)の有無を“0”で囲んでください。貸主の氏名・業者名を記載してください。
- ⑫備考 償却資産の増減について、該当するものを“0”で囲んでください。
申告対象となる資産が無い場合は「3.該当資産なし」を“0”で囲んでください。
その他の場合は、該当する項目を記載してください。

令和6年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名: みやま食品株式会社

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月			取得価額 (4)	耐用年数 (5)	減価償却率 (6)	価額	課税標準の特例 (7)	課税標準額	増加事由 (8)	摘要
					年号	年	月								
01	1		駐車場アスファルト舗装	1	5	5	4	1,500,000	10	0.0				2	
02	2		スライサー	2	5	5	6	1,000,000	10	0.0				2	
03	2		選別機	2	5	5	7	2,500,000	10	0.0				2	
04	2		包装機	1	5	5	8	3,000,000	10	0.0				2	附則第15条第45項
05	5		フォークリフト	1	5	5	9	800,000	4	0.0				2	大型特殊自動車
06	6		パソコン	1	4	30	12	200,000	4	0.0				2	申告漏れ
07	6		エアコン(壁掛け型)	1	4	26	10	300,000	6	0.0				2	申告漏れ
08	2		自動計量機	1	4	22	11	700,000	10	0.0				2	福岡市より移動
09										0.0				1.2	
10										0.0				1.2	
11										0.0				1.2	
12										0.0				1.2	
13										0.0				1.2	
14										0.0				1.2	
15										0.0				1.2	
16										0.0				1.2	
17										0.0				1.2	
18										0.0				1.2	
19										0.0				1.2	
20										0.0				1.2	
小計								(9) 10,000,000							

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

前年中(令和5年1月2日から令和6年1月1日まで)において、新たに取得した資産及び前年前に申告漏れになっていた資産を記載してください。
 ただし、初めて申告される方は、令和6年1月1日現在所有している資産を全部記載してください。

- ①資産の種類 資産の種類は、1種から6種までを記載してください。(1ページ参照)
- ②資産の名称 資産の名称を具体的に記載してください。
- ③数量 資産の数量を記載してください。
- ④取得年月 資産を取得した年月を記載してください。
 年号は次の数字で記載してください。 “昭和” ⇒ “3”、“平成” ⇒ “4”、“令和” ⇒ “5”
- ⑤取得価額 資産の取得された価額を記載してください。なお、消費税は、会計処理として税込経理処理方式を採用している場合には、それを含めた金額で記載してください。
- ⑥耐用年数 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。
- ⑦増加事由 該当する事由の番号を“○”で囲んでください。
 1：新品取得、2：中古品取得、3：移動により受け入れ、4：その他
- ⑧摘要 課税標準の特例が適用される資産はその該当条項を記載してください。
 該当条項に応じて添付資料が必要となります。(5ページ参照)
- ⑨小計 ページごとに増加した取得価額の合計を記載してください。

令和6年度

所有者コード		種類別明細書（減少資産用）										所有者名		枚のうち	
①		②		③		④		⑤		⑥		みやま食品株式会社		枚目	
行 番 号	資 産 の 種 別	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				⑦ 摘 要	
					年 号	年 月				1 売 却	2 滅 失	3 移 動	4 そ の 他		1 全 部
01	6	00000001	計算機	1	4	14	1	50,000			1・②・3・4	1・②	3台中の1台を滅失		
02	6	00000002	パソコン	1	4	22	7	200,000			1・2・③・4	①・2	福岡市へ移動		
03	6	00000003	ファックス	1	4	6	7	250,000			1・②・3・4	①・2			
04	6	00000004	コピー機	1	4	23	1	500,000			①・2・3・4	①・2	×××商事へ売却		
05											1・2・3・4	1・2			
06											1・2・3・4	1・2			
07											1・2・3・4	1・2			
08											1・2・3・4	1・2			
09											1・2・3・4	1・2			
10											1・2・3・4	1・2			
11											1・2・3・4	1・2			
12											1・2・3・4	1・2			
13											1・2・3・4	1・2			
14											1・2・3・4	1・2			
15											1・2・3・4	1・2			
16											1・2・3・4	1・2			
17											1・2・3・4	1・2			
18											1・2・3・4	1・2			
19											1・2・3・4	1・2			
20											1・2・3・4	1・2			
小 計													⑧ 1,000,000		

種類別明細書（減少資産用）の書き方

前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）において、売却、滅失、他市町村への移動等で減少した資産について申告してください。

- ①資産の種類 減少する資産の種類と資産番号を記載してください。（償却資産課税台帳兼評価調書を参照）
- ②資産の名称 減少する資産の名称を具体的に記載してください。
- ③数 量 減少する数量を記載してください。
- ④取 得 年 月 減少する資産を取得した年月を記載してください。年号は次の数字で記載してください。
“昭和” → 「3」、「平成」 → 「4」、「令和」 ⇒ 「5」
- ⑤取 得 価 額 減少する資産の取得価格を記載してください。
- ⑥減 少 事 由
減 少 区 分 該当する事由、区分の番号を“○”で囲んでください。
事由（1売却 2滅失 3移動 4その他）
区分（1全部 2一部）
- ⑦摘 要 移動先の市町村名等を記載してください。売却した場合は、売却先等を記載してください。
- ⑧小 計 ページごとに減少した取得価額の合計を記載してください。

業種別の主な償却資産と耐用年数

業種	資産の名称（耐用年数）
共通	受変電設備（15）、自家発電設備（15）、テナント施工の内装（15） 屋外の電気・給排水設備（15）、看板（10）、アスファルト舗装（10） コンクリート舗装（15）、ルームエアコン（6）、パソコン（4）等
一般事業（事務所）	事務机・いす（金属製）（15）、応接セット（8）、キャビネット（15）、ロッカー（15） 金庫（20）、コピー機（5）、LAN配線（10）等
製造業（工場）	エアシャワー・クリーンブース（15）、電源供給設備（15）、排水処理設備（15）等
不動産賃貸（アパート等）・ 駐車場業	駐車場アスファルト舗装（10）、自転車置場（10）、緑化施設（植木等）（20） フェンス（10）、屋外灯（15）、太陽光発電設備（17）等
建設業	ポータブル発電機（6）、ブルドーザー（8）、パワーショベル（8） コンクリートカッター（6）、ミキサー（6）等
自動車整備業	プレス（15）、スチームクリーナー（15）、オートリフト（15） コンプレッサー（15）、検査工具（5）、取付工具（3）等
ガソリン販売業	ガソリン計量機（8）、充電器（8）、洗車機（8）、ジャッキ（8）、照明設備（15） 金属製看板（20）、金属製独立キャノピー（45）、構内コンクリート舗装（15）等
小売・飲食業	レジスター（5）、テレビ（5）、テーブル（5）、いす（5）、冷蔵庫（6） ガスレンジ（6）、厨房用品（5）、食器類（2）、陳列ケース（冷凍・冷蔵器付）（6） カウンター（5）、カラオケセット（5）、室内装飾品（金属製）（15）、等
理・美容業	理・美容椅子（5）、洗面設備（5）、タオル蒸器（5）、ドライヤー（5） 消毒殺菌器（5）等
医院・歯科医院	手術機器（5）、ファイバースコープ（6）、調剤機器（6） 歯科診療ユニット（7）待合室いす（8）等
農漁業	ビニールハウス（14）、乾燥機（7）、脱穀機（7）、コンバイン・トラクター（7） 漁業設備（5）、のり乾燥機（5）、のりすき機（5）等

※上の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。材質・用途等によって耐用年数が違う資産もあります。総務省の法令データ提供システム「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で必ずご確認をお願いします。 総務省の法令データ提供システム：<https://elaws.e-gov.go.jp>

■償却資産のお問合せ■

みやま市役所 税務課資産税係
〒835-8601
みやま市瀬高町小川 5 番地
Tel0944-64-1536（税務課直通）



申告書等のダウンロードはこちら
みやま市ホームページ <https://www.city.miyama.lg.jp/>